

## 津山第一病院 訪問看護ステーション 運営規程

### (事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人平野同仁会が開設する指定訪問看護事業所及び指定介護予防訪問看護事業所(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(以下「訪問看護等」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者(以下「看護師等」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者」という。)で、主治の医師が訪問看護等の必要を認めた者に対し、適正な訪問看護等を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 ステーションの看護師らは、要介護者などの心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との密接な連携を図り総合的なサービス提供に努めるものとする。

### (事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行うステーションの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 津山第一病院 訪問看護ステーション
- 2 所在地 岡山県津山市中島438番地

### (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 看護師1名  
ステーションの従業者の管理及び訪問看護等の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 2 看護師等 看護師1名(常勤職員、管理者と兼務)  
看護師2名(常勤職員2名)以上  
看護師等は訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護の提供等を行う。
- 3 理学療法士又は作業療法士等1名以上  
訪問看護(在宅におけるリハビリテーション)を担当する。

### (営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日～土曜日とする。ただし、国民の祝日にに関する法律に規定する休日及びお盆の期間で1日、12月30日午後から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

### (訪問看護等の内容)

第6条 訪問看護等の内容は次のとおりとする。

- 1 病状・障害の観察
- 2 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 3 食事及び排泄等日常生活の世話

- 4 褥瘡の予防・処置
- 5 リハビリテーション
- 6 ターミナルケア
- 7 認知症患者の看護
- 8 療養生活や介護方法の指導
- 9 カテーテル等の管理
- 10 その他医師の指示による医療処置

(利用料その他の費用の額)

第7条 訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、次のとおりとする。

- 1 利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、訪問看護等が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示の額に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問看護等に要した交通費は、その実費を利用者から徴収する。  
なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。  
通常の事業実施地域以外は、実測で片道 5 km未満 220 円、5~10 km未満 330 円、10~15 km未満 440 円（税込）とする。
- 3 死後の処置料は、16,500 円（税込）とする。
- 4 前二項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、旧津山市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問看護等を実施中に、利用者に病状の急変等が生じた場合等の対応方法は次のとおりとする。

- 1 看護師等は、利用者に病状の急変等が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告するものとする。

(苦情処理)

第10条 管理者は、提供した訪問看護等に係る利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため相談窓口を設置する。また、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じて、利用者及びその家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 管理者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに岡山県、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 ステーションは、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 ステーションは、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第12条 ステーションは、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。また、利

用者及びその家族の個人情報の利用に際しては、利用者及びその家族から同意を得るものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第13条 利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を年1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上実施する。
  - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者はサービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けた思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束の禁止)

第14条 利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。

- 2 身体的拘束を行う場合には、その状態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(業務継続計画の策定等)

- 第15条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護等の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメントへの対応)

第16条 事業所の職員に対して、暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷、セクシャルハラスメントなどのハラスメント行為などが発生した場合、関係者間で協議した結果、解決困難で健全な頼関係を築く事ができないと判断した場合は、行政及び居宅介護支援事業所に相談の上、サービスの中止や契約を解除する場合もある。

第17条 その他運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

- 1 ステーションは、指定訪問看護等の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 2 ステーションは、従業者の資質の向上のために研修の機会を設ける。
  - ①採用時研修（採用時）
  - ②従業者別年間研修計画作成し、研修を受講する。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人平野同仁会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附 則)

この規程は、平成26年5月1日から施行する。

一部改訂 平成26年7月9日  
一部改訂 平成27年3月1日  
一部改訂 平成27年8月1日  
一部改訂 平成27年10月1日  
一部改訂 平成28年4月1日  
一部改訂 平成30年4月1日  
一部改訂 平成30年9月14日  
一部改訂 令和1年10月1日  
一部改訂 令和3年4月1日  
一部改訂 令和6年6月1日